

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度
管渠工 (シールド)	一次覆工	一次覆工完了時	中心線、施工延長、断面寸法	1回/100m
	二次覆工	二次覆工完了時	中心線、施工延長、仕上り内径	1回/200m
	空穴工 地盤改良工 (薬液注入工)	施工時	「推進工」に同じ	
立坑工	土工	掘削完了時	位置、形状寸法、掘削深(基準高)	1回/1立坑
	鋼矢板式土留工	打込み時	使用材料、長さ	1回/1立坑
		打込み完了時	寸法、基準高	
	ライナープレート式掘削土留工	設置完了時	寸法、基準高	1回/1立坑
	揺動圧入式立坑	施工時	使用材料、長さ	1回/1立坑
		施工完了時	寸法、基準高	
	支保工路面覆工	「指定仮設工」に同じ	「指定仮設工」に同じ	
地盤改良工 (薬液注入工)	「推進工」に同じ	「推進工」に同じ		
マンホール工 特殊マンホール工		鉄筋組み立て完了時	配筋、材料	1回/1構造物
		築造完了時	不可視部分の出来形	1回/1構造物
下水処理場・ポンプ場 土木構造物 機房本工	土工	掘削完了時	基準高	1回/1工事
	指定仮設工	「指定仮設工」に同じ	「指定仮設工」に同じ	
	既設坑工	「既設坑工」に同じ	「既設坑工」に同じ	
	場所打坑工	「場所打坑工」に同じ	「場所打坑工」に同じ	
	躯体本工	「躯体本工」に同じ	「躯体本工」に同じ	
現場整備	整地工	基礎整地終了時	基準高 (1,000㎡に3点)	一般： 30%程度/1構造物 重点： 60%程度/1構造物
水道・工業用水・農業用水	止水板	設置完了時	材料、設置位置及び接合状況	全数
	作業立坑	掘削完了時	立坑寸法	全数
	管布設工	掘削完了時	管布設高、掘削断面の寸法、埋戻、材料、土止工の寸法	1回以上/1工事以上
		管接合完了時	基礎状況、管径、基準高等	1回以上/1工事
管接合工	管接合状況	管接合完了時	・ダグタイプ鋼鉄管：出来形管理基準及び規格値 (I1. 水道、工業用水道編、鋼鉄管接合) の測定項目 ・鋼管：X線検査又は超音波探傷検査	1回以上/1工事以上

種 別		細 別	確認時期	確認項目	確認の程度
本道・工業用水・農業用水	管類等	鑄鉄管（第1編1-1-3の規格品以外）	製作完了時	寸法、外観	1本/10本（最低1本）
		鋼管製作（第1編1-1-3の規格品以外）	製作完了時	寸法（長さ、厚さ真円度）、塗装（厚さ、ピンホール）、外観	1本/10本（最低1本）
	弁種類	伸縮管、可撓管等（第1編1-3の規格品以外）	製作完了時	機能、寸法、塗装（厚さ、状況）、外観	全数
		蝶型弁、流動調節弁等（第1編1-3の規格品以外）	製作完了時	機能、操作、表示、寸法、塗装（厚さ、状況）、外観	全数
漁港漁場	浚業工	ポンプ浚業工 グラブ浚業工 硬土盤浚業工、 岩盤浚業工 及びバックホウ浚業工	浚業完了時	水深	1回/1工事
	海上地盤改良工	床掘工	床掘完了時	水深	1回/1工事
		置換工	置換完了時	延長、天端高、幅	1回/1工事
		圧密・排水工	サンドドレーン完了時	位置、天端高、先端深さ、砂の投入量	1回/1工事
			敷砂完了時	延長、天端高、天端幅	1回/1工事
			載荷完了時		
		ペーパードレーン完了時	位置、天端高、先端深さ、ドレーン材の打込長	1回/1工事	
		締固工	サンドコンパクションパイル完了時	位置、天端高、先端深さ、砂の投入量、盛りり量	1回/1工事
	敷砂完了時				
	固化工	深層混合処理完了時	位置、鉛直度、接合、天端高、先端深さ、硬体吐出量、盛りり量	1回/1工事	
		敷砂完了時			
	基礎工	基礎盛砂工	盛砂完了時	延長、天端高、天端幅	1回/1工事
		洗掃防止工	マット敷設完了時	敷設位置、重ね幅、延長	1回/1工事
		基礎舎石工	石投入完了時 (均しを行わない面)	天端高、天端幅、延長	1回/1工事
			本均し完了時		
			荒均し完了時		
基礎ブロック工		製作完了時	幅、高さ、長さ、壁厚、対角線、型枠形状寸法、ブロック外観	20t以上：1回/10個	
		据付完了時	法線に対する出入、隣接ブロックとの間隔、延長、天端高	20t未満：1回/30個	
水中コンクリート工		型枠取外し完了時	天端高、天端幅、延長	1回/1構造物	
水中不分解生コンクリート工	型枠取外し完了時	天端高、天端幅、延長	1回/1構造物		

表 1-6 標識車の仕様

項目	数量・規格	配置等
クッションドラム	2個	標識車の前方5m程度に設置
標識		道路工事保安施設設置基準(案) (昭和46年5月27日)の①に準ずる(③に搭載) ただし、施工現場が移動しない工事は固定する。
標識のベース車両	2tトラック	
体感マット	幅 200mm 厚 6mm	施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置

2) 交通誘導員

- ① 受注者は、工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差道路等に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者(以下「交通誘導員」という。)を配置し、その配置位置、条件を施工計画書に記載し、公衆の交通の安全を確保しなければならない。
- ② 受注者は、現道上又は現道に近接して行う工事で、やむを得ず工所用材料・機械器具等を工事区間に保管する場合には、**監督員の承諾**を得て一般交通の安全を確保し、所定の標識その他安全施設を設け、状況によっては交通誘導員を配置しなければならない。
- ③ 受注者は、交通誘導員のうち1人は有資格者(平成17年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかる1級又は2級検定合格者)としなければならない。
また、三重県内における以下の18路線(以下「指定路線」という。)においては、交通誘導警備業務を行う場所(交通規制区間)毎に有資格者を1人以上配置しなければならない。
なお、指定路線以外の路線において、有資格者が配置できない場合は、**監督員の承諾**を得て交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者とできる。

路 線

- 1 一般国道1号
- 2 一般国道23号
- 3 一般国道42号
- 4 一般国道163号
- 5 一般国道165号
- 6 一般国道166号
- 7 一般国道167号
- 8 一般国道258号
- 9 一般国道260号
- 10 一般国道306号
- 11 一般国道365号
- 12 一般国道368号
- 13 一般国道421号
- 14 県道津関線
- 15 県道松阪久居線
- 16 県道鳥羽松阪線
- 17 県道上浜高茶屋久居線
- 18 県道四日市菰野大安線

(参考) 平成19年2月13日付け三重県公安委員会告示18号

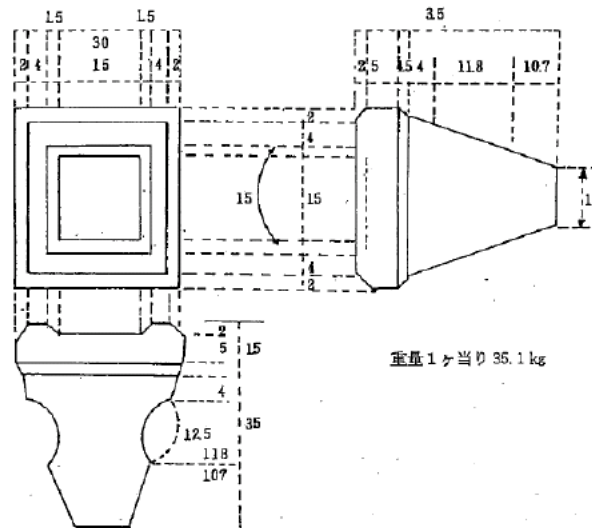


図3-7 三重県型ブロック

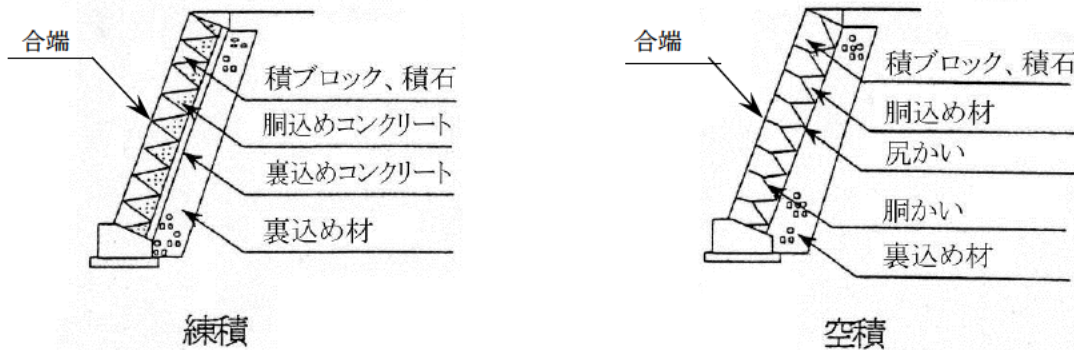


図3-8 コンクリートブロック工各部位名称

9. 末端部及び曲線部等の処置

受注者は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、末端部及び曲線部等で間隙が生じる場合には半ブロックを用いるものとし、半ブロックの設置が難しい場合はコンクリート等を用いなければならない。また、縦継目はブロック相互の目地が通らないように施工するものとする。

10. 施工時の注意

受注者は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、ブロックの目地詰めには、空隙を生じないように目地材を充てんし、表面を平滑に仕上げなければならない。

11. 施工計画書

受注者は、連節ブロックの連結材の接合方法について、あらかじめ施工計画書に記載しなければならない。

12. 胴込コンクリートの充填

受注者は、コンクリートブロック積工（大型ブロック積工含む）の施工にあたっては、ブロックの積上げ1段ごとに胴込コンクリートが確実に充填されていることを確認しながら施工しなければならない。

- (5) 水平打継目の構造は、鍵形として表・裏をそれぞれ10cm程度の位置に異形鉄筋（SD295A 16mm×1.0m）を50cm間隔に配筋するものとする。
- (6) 水平打継目は、図5-7に示す構造とする。

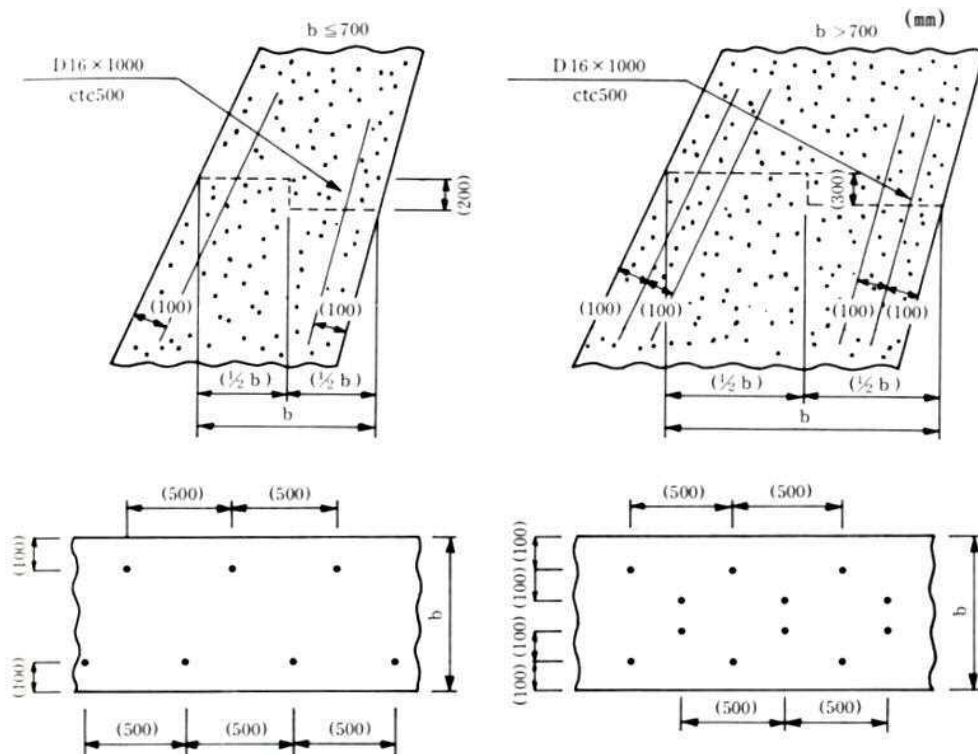


図5-7

12. 鉄筋コンクリート擁壁の目地構造

鉄筋コンクリート擁壁の目地構造については、次の各号によらなければならない。

- (1) 受注者は膨張目地を20m程度の間隔に、収縮目地を10m程度の間隔に垂直に設置しなければならない。
- (2) 膨張目地の構造は「フラット型」として、目地材は厚さ1cm以上の瀝青系目地材又はこれと同等以上の材料を用いるものとする。
- (3) 収縮目地の構造は、深さ3cm程度のV型の溝を垂直に表側に入れるものとする。

13. 排水孔の施工

排水孔の施工にあたっては、次の各号によらなければならない。

- (1) 受注者は、排水孔については硬質塩化ビニル管（VPφ100mm）を用い、10㎡に1ヶ所以上の割合で設けるものとし、擁壁前面の埋戻し高を考慮して、裏込よりの排水を有効に処理できるように配置しなければならない。
- (2) 受注者は、水抜きパイプ設置箇所には、吸出防止材又は透水材を設置しなければならない。また、その形状は、設計図書によるものとし、施工にあたっては、細部にわたり十分注意をはらい行うものとする。

14. コンクリート簡易構造物の施工

コンクリート簡易構造物の施工にあたっては、次の各号によらなければならない。

- (1) 受注者は伸縮目地の施工に際しては、厚さ10mm以上の杉板又はそれと同等品以上の材料を用い、10m程度の間隔に入れなければならない。
- (2) 受注者は既設構造物を嵩上げ・継足する場合には、既設目地・クラック等に合わせて伸縮目地を入れなければならない。

受注者は、岩盤掘削等において、基礎岩盤をゆるめるような大規模な発破を行ってはならない。

3. 基礎面近くの掘削

受注者は、掘削が基礎面に近づいたら、火薬類及び大型削岩機等による施工を中止し、ピック掘削を行わなければならない。

4. 掘削作業

受注者は、掘削にあたって、基礎面をゆるめないように施工するものとし、浮石などは除去しなければならない。

5. 工事現場内の床掘等

受注者は、工事現場内の床掘等にあたっては、河岸地山の挙動に注意し必要最小限度に施工しなければならない。

6. 基礎面の整形

受注者は、基礎面を著しい凹凸のないように整形しなければならない。

7. 河床面の仕上げ

受注者は、工事完了に伴い施工箇所河床面は、設計図書において明示のない限り、凹状に整正仕上げを行わなければならない。

8. 基礎地盤検査

基礎地盤検査の検査対象ダムは、堤高15m以上の砂防ダムとする。なお、検査の時期はコンクリート打設前10日以内とし、発注者が通知する。

9. 盛土密度管理

受注者は、盛土施工において、密度管理不可能なものについては、第1編 4-3-3 盛土工の4項の(5)の規定によるものとする。

10. 基礎地盤の段階確認

基礎地盤の段階確認は、すべての砂防ダムで行い、基礎地盤としての適否について、監督員の確認を受けなければならない。また、確認に際しては、設計図書に示す資料を提出しなければならない。なお、段階確認の時期はコンクリート打設の10日以内とし、これにより難しい場合は監督員に報告し、指示によるものとする。

11. 地質・岩盤線の変化

受注者は、床掘途中において、地質・岩盤線の変化を認めるときは、構造物の変更を伴う場合があるので、速やかに監督員に報告し、指示によらなければならない。

12. 下流岩盤の掘削

受注者は、仮排水路その他のために下流の岩盤を掘削（床掘）してはならない。

13. 建設発生土受入れ地の排水、法面処理

受注者は、設計図書により、建設発生土を指定された建設発生土受入れ地に運搬し、流出、崩壊が生じないように排水、法面処理を行わなければならない。

1-8-3 埋戻し工

1. 承諾を得ない掘削土量

受注者は、監督員の承諾を得ないで掘削した掘削土量の増加分は処理しなければならない。

2. 埋戻し

受注者は、本条1項の埋戻しをコンクリートで行わなければならない。

3. コンクリート以外の埋戻し

受注者は、埋戻しをコンクリート以外とする場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

1-8-6 コンクリート側壁工

1. 適用規定

均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、第4編 1-8-4 コンクリートえん堤本体工の規定による。なお、これにより難しい場合は事前の試験を行い**設計図書**に関して**監督員の承諾**を得なければならない。

2. 植石張り

受注者は、植石張りを、堤体と分離しないように施工しなければならない。

3. 植石

受注者は、植石を、その長手を流水方向に平行におこななければならない。

4. 植石張りの目地モルタル

受注者は、植石張りの目地モルタルについては、植石張り付け後ただちに施工するものとし、目地は押目地仕上げとしなければならない。

5. 施工目地

コンクリート側壁工の施工目地は、10m毎に設置することを標準とする。

6. 排水孔の適用規定

排水孔の施工にあたっては、第1編 5-6-7 **打継目13**項によるものとする。
また、配置にあたっては側壁前面の水位を考慮するものとする。

1-8-7 間詰工

間詰工の施工については、第4編 1-8-4 コンクリートえん堤本体工の規定によるものとし、本体と同時に打設する。なお、これにより難しい場合は**設計図書**に関して**監督員の承諾**を得なければならない。

1-8-8 水叩工（水叩）

1. コンクリートの施工

受注者は、コンクリートの施工については、水平打継ぎをしてはならない。これにより難しい場合は、施工前に**設計図書**に関して**監督員の承諾**を得なければならない。

2. 適用規定

コンクリート、止水板または吸出防止材の施工については、第4編 1-8-4 コンクリートえん堤本体工の規定による。なお、これにより難しい場合は事前の試験を行い**設計図書**に関して**監督員の承諾**を得なければならない。

1-8-9 残存型枠（砂防工）

1. 種別及び名称

(1) 残存型枠（外壁兼用型）

コンクリート構造物を型枠工法により施工する場合において、コンクリート打設後取り外しをしないでコンクリート構造物の外壁として活用される型枠をいう。

(2) 残存型枠（構造物一体型）

コンクリート構造物を型枠工法により施工する場合において コンクリート打設後取り外しをしないでコンクリート構造物の一部として活用される型枠をいう。

2. 残存型枠（外壁兼用型）工

(1) 一般事項

1) 残存型枠工（外壁兼用型）とは、薄肉プレキャスト・セメントコンクリート製の型枠製品と組立部材を使用し、コンクリート打設後の脱型作業を必要としない型枠工のことをいう。

2) 残存型枠工（外壁兼用型）に用いる型枠は、下記のとおりとする。

①残存型枠（外壁兼用型）とは、意匠性を目的としない型枠材をいう。

をもって幹周とする。なお、株立樹木の幹が、指定本数以上あった場合は、個々の幹周の太い順に順次指定数まで測定し、その総和の70%の値を幹長とする。

6. 肥料、土壌改良材

道路植栽工で使用する肥料、土壌改良材は、次のものと同等品以上を使用するものとする。また、施工前に監督員に品質証明等の確認を受けなければならない。

- ・バーク堆肥＋緩効性肥料（I B化成）
または、
- ・下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト顆粒）

なお、施工箇所の土壌及び植栽する樹木等の性質に留意し、経済性等を勘案の上、適切な土壌改良材を選定する。

表 2-19 標準施用量（参考）【土壌 1 m³ 当たり】

土壌改良材	施用量
バーク堆肥	25% (250 L) + I B化成 2.5 kg
下水汚泥を使用した 汚泥発酵肥料 (下水汚泥コンポスト顆粒)	5% (50 L)

※「バーク堆肥」を選定する場合は、窒素飢餓現象を起こし生育不良の原因となることがあるので「バーク堆肥」単独での使用は避け、窒素を補うような「緩効性肥料（I B化成）」を併用する。

7. 樹名板の規格

道路植栽工で樹名板を使用する場合、樹名板の規格は、図 2-2、2-3 もしくは設計図書によらなければならない。

(1) 高木用

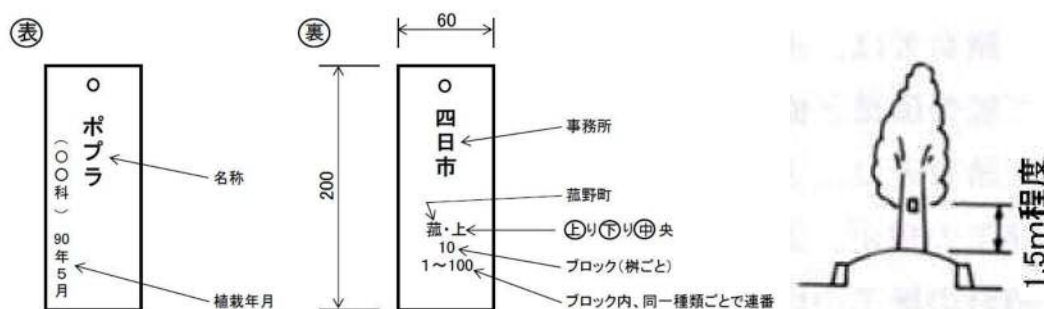


図 2-2 植栽名板表示例

規格：プレート規格 L200×W60×t3（アクリル板・緑色）

文字：掘込白文字鉄線 #18 φ1.2mm

設置方法：全数設置する。

これにより難しい場合には、設計図書に関して監督員と協議するものとする。

をもって幹周とする。なお、株立樹木の幹が、指定本数以上あった場合は、個々の幹周の太い順に順次指定数まで測定し、その総和の70%の値を幹長とする。

6. 肥料、土壌改良材

道路植栽工で使用する肥料、土壌改良材は、次のものと同等品以上を使用するものとする。また、施工前に**監督員**に品質証明等の**確認**を受けなければならない。

- ・バーク堆肥+緩効性肥料（I B化成）
または、
- ・下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト顆粒）

なお、施工箇所の土壌及び植栽する樹木等の性質に留意し、経済性等を勘案の上、適切な土壌改良材を選定する。

表 2-19 標準施用量（参考）【土壌 1 m³ 当たり】

土壌改良材	施用量
バーク堆肥	25% (250 L) + I B化成 2.5 kg
下水汚泥を使用した 汚泥発酵肥料 (下水汚泥コンポスト顆粒)	5% (50 L)

※「バーク堆肥」を選定する場合は、窒素飢餓現象を起こし生育不良の原因となることがあるので「バーク堆肥」単独での使用は避け、窒素を補うような「緩効性肥料（I B化成）」を併用する。

7. 樹名板の規格

道路植栽工で樹名板を使用する場合、樹名板の規格は、図 2-2、2-3 もしくは**設計図書**によらなければならない。

(1) 高木用

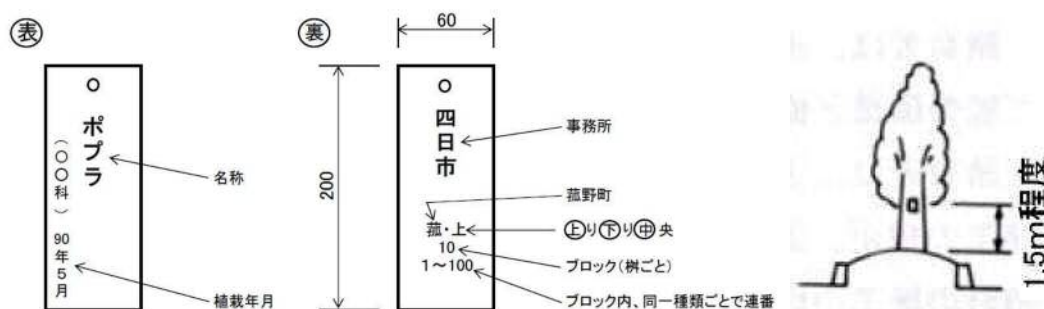


図 2-2 植栽名板表示例

規 格：プレート規格 L200×W60×t 3（アクリル板・緑色）

文 字：掘込白文字鉄線 #18 φ 1.2mm

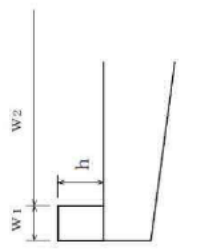
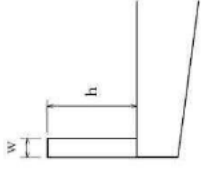
設置方法：全数設置する。

これにより難しい場合には、**設計図書**に関して**監督員**と**協議**するものとする。

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6	道路編	3	橋梁下部工	8	鋼製橋脚工	現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※耐候性鋼材(張使用)の場合		
							※±5			
6	道路編	4	鋼橋上部	3	工場製作工	部材 部材長 ℓ (m)	$\ell \leq 10$	図面の寸法表示箇所を測定。		
							$\ell > 10$			
6	道路編	4	鋼橋上部	5	鋼橋架設工	据付け高さ注1)	±5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔(m)		
							設計移動量 ±10以上			
6	道路編	4	鋼橋上部	5	鋼橋架設工	支承中心間隔(橋軸直角方向)	±5	支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を均配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の逆間(La, Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。		
							$\pm(4 + 0.5 \times (B - 2))$			
6	道路編	4	鋼橋上部	5	鋼橋架設工	下沓の水平度 橋軸直角方向 橋軸方向 同一支承線上の可動支承のずれ の 相対誤差	1/100			
							5			
6	道路編	4	鋼橋上部	5	鋼橋架設工	可動支承の移動量注3)	温度変化に伴う 移動量計算値 の1/2以上			

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6	道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ注1)	±5	支承全数を測定。 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面、及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認する。支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間(La, Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。		
						可動支承の移動可能量注2)	設計移動量 ±10以上			
						支承中心間隔(橋軸直角方向)	±5 $\pm(4 + 0.5 \times (B - 2))$			
						下沓の水平度 橋軸直角方向	1/300			
6	道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	3	落橋防止装置工	同一支承線上の可動支承のずれの相対誤差	5	全数測定 D:アンカーボルト径(mm)		
						可動支承の移動量注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上			
						アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上			
						アンカーボルト定着長	-20以内 かつ-1D以内			
6	道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	5	地覆工	地覆の幅 w1	-10~+20	1箇所当たり両端と中央部の3箇所測定。		
						地覆の高さ h	-10~+20			
						有効幅員 w2	0~+30			
						幅 w	-5~+10			
6	道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	6	橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	高さ h	-20~+30	1箇所当たり両端と中央部の3箇所測定。		
						幅 w	-5~+10			
						高さ h	-20~+30			
						幅 w	-5~+10			